

新監告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和3年度定期監査を執行し、同条第14項の規定により、当該監査の結果における口頭講評事項に対する改善策について報告があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月28日

新座市監査委員 松 本 四 郎

新座市監査委員 池 田 貞 雄

令和3年度定期監査口頭講評事項に対する各所属の改善策

1 総合政策部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

2 総務部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

3 財政部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

4 市民生活部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

5 総合福祉部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
福祉の里	<p>・組織としての事務管理体制の改善について</p> <p>調査の結果、複数の事務にわたって、事務の整合性を図るため、遑って書類作成等を行っており、また事務上の誤りが散見された。</p> <p>適切な時期に必要な書類を作成又は取得し、決裁を行うことは様々なリスクの発生を抑制すると共に、それらに基づき作成された公文書は市に対する社会的な信用の維持、向上に資する基礎である。組織としての事務管理体制の改善を求めたい。</p>	<p>今回の講評内容について、課員全員に対し情報共有を行った。また、再発防止に向け、予算執行の手引き等のマニュアルの再確認とこれらに基づく適正な手続による事務の執行を行うよう指示した。</p> <p>今後は、適正な事務執行に努め、信頼性の回復に努める。</p>

6 こども未来部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

7 いきいき健康部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

8 都市整備部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
道路課	<p>・道路占用料の免除決定等の誤りについて</p> <p>新座市道路占用料徴収条例（以下「条例」という。）第4条第8号「市長が特に必要と認めたととき」について、同号を適用する条件等の規定がないにもかかわらず、これを根拠に課長決裁で、道路占用料の免除（以下「免除」という。）の決定を行っていた。</p> <p>新座市事務決裁規程第5条に定める課長専決事項には、免除は規定されていない。そのため、条例第4条第8号を適用し、免除を行うには、同号を適用してよいか何う内容等で起案を行い、市長の決裁が必要であるが、それを行っておらず、適正な免除の審査手続が行われていなかったものである。</p> <p>これは道路課の免除事務の根本的な認識不足が原因であると考えられる。また、本件における道路課の対応も様々な誤りがあり、内部統制が不十分である状況が見受けられた。</p> <p>今後は、条例等に基づき、適正な事務執行を行うよう求めるとともに、決裁権者によるチェック体制を高め、内部統制の向上を図るべきである。</p>	<p>「新座市道路占用規則8条第2項」及び「新座市道路占用料徴収条例第4条第1項第8号」を根拠としていながら、市長への基本決裁は行わず、占用料の免除許可をしてしまった。過去に公共性が高いとの判断から免除した案件があったため、同様の扱いをしてしまった。</p> <p>今後については、適正な免除の審査手続の事務の執行を行う。</p> <p>また、道路占用料の減免・免除等がある場合には、「新座市道路占用規則」及び「新座市道路占用料徴収条例」の減免・免除する該当箇所の確認の徹底を行い、市長への決裁が必要なものについては、市長への決裁を行うこととする。</p>

9 上下水道部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

10 教育総務部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

1 1 学校教育部

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		

1 2 その他の執行機関

口頭講評事項

担当課	指摘・口頭講評事項	改善策
なし		